

**1 証明が必要な戸籍について**

本籍地	旭川市		
筆頭者氏名	フリガナ	筆頭者の生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
※戸籍の最初に名前が載っている方で、亡くなっても変わりません。		※生年月日が不明な場合は空欄で構いません。	

1か月以内に請求戸籍に関する届出をした方はご記入ください。  
届を \_\_\_\_\_ 役場に 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に提出

**2 使いみちなど**

相続手続 ※[]内もご記入ください。  
何の:  預金  不動産  生命保険  証券  相続放棄  
 その他: \_\_\_\_\_

提出先名称: \_\_\_\_\_  
被相続人の氏名 (亡くなった方): \_\_\_\_\_  
被相続人の死亡日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

その他: \_\_\_\_\_ のため  
提出先名称: \_\_\_\_\_

**備考**  
誰: \_\_\_\_\_ の (いずれかにチェック)

最新の  
 出生から死亡までの  
 死亡が記載されている } 戸籍が  
 \_\_\_\_\_ が記載されている  
 \_\_\_\_\_ から \_\_\_\_\_ までの }  
各 \_\_\_\_\_ 通 必要

その他 ※誰のどのような記載が必要かを以下にご記入ください。

**3 何が必要ですか**

※相続による戸籍の遡り(例:出生から死亡まで)など、戸籍の種類や合計通数が不明な場合は空欄で構いません。

戸籍全部事項証明(戸籍謄本)	通	450円(1通)
戸籍個人事項証明(戸籍抄本) (対象者: _____)	通	
除籍全部事項証明(除籍謄本)・改製原戸籍謄本	通	750円(1通)
除籍個人事項証明(除籍抄本)・改製原戸籍抄本 (対象者: _____)	通	
戸籍の附票の写し(全員のもの)	通	
戸籍の附票の写し(一部のもの) (対象者: _____)	通	
附票の記載項目などの希望がある場合はチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> 在外選挙人名簿登録市町村 <input type="checkbox"/> 住民票コード <input type="checkbox"/> 附票の写しが交付できない場合、 ※要記入・提出先・使用目的 <input type="checkbox"/> 廃棄済証明書の交付を希望する 必要な住所履歴があれば記入(現在の附票は平成18年11月以降の履歴です。)		350円(1通)
独身証明書(対象者: _____)	通	
身分証明書(対象者: _____)	通	350円(1通)
受理証明書 届出内容: _____ 届 届出日: _____ 年 _____ 月 _____ 日	通	
その他の証明 内容: _____	通	

**4 請求者**

住所地	〒 _____		
氏名	フリガナ	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
電話番号 (携帯電話可)	_____		

※法人、弁護士等の請求の場合は代表者印・職印を押印してください。

戸籍に記載されている方から見てあなたは  
 本人  配偶者  父母  子  孫 ( \_\_\_\_\_ の子)  
 祖父母 ( \_\_\_\_\_ の父母)  その他 (関係: \_\_\_\_\_)

※日中に連絡のとれるもの

**5 郵送での請求先・問い合わせ先(旭川市に本籍がある方)** ※請求先は本籍のある市町村です。

請求書 (この用紙)

請求者の本人確認書類

マイナンバーカード(顔写真)、運転免許証、保険証等のコピー(現住所がわかるもの)  
※戸籍・除籍・改製原戸籍の場合、パスポートは不可

定額小為替 (又は普通為替)

郵便局で購入したもの  
※指定受取人欄等の記入欄には何も記入せず(空欄のまま)送付してください。  
※切手、印紙、証紙は不可

切手 返信用封筒

請求者の宛先を記入し、切手を貼ったもの  
※送付先は、原則として請求者の住民登録地です  
※速達、簡易書留などを利用する場合、料金分の切手を貼ってください。

戸籍資料

請求者と請求対象者の続柄がわかる戸籍のコピー(本市の戸籍でわかる場合は不要)  
※相続手続等に必要戸籍を請求する場合、被相続人(亡くなられた方)及び相続人の戸籍があれば、そのコピーを添付してください。

委任状

※戸籍に記載されている方又はその配偶者、直系者以外の方が請求する場合には必要です。  
※身分証明書、独身証明書を本人以外の方が請求する場合も必要です。

<請求先・問い合わせ先>  
〒070-8525  
北海道旭川市7条通9丁目48番地 旭川市役所市民課  
電話: (0166) 25-6204

【注意】偽りその他不正の手段により交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。(戸籍法第135条及び住民基本台帳法第46条第2号)